

(令和4年(ワ)第143号)

裁判所和解条項

当裁判所は、原告ら及び被告に対し、別紙1のとおり和解を勧告し、原告ら及び被告は、これを受諾し、以下のとおり和解する。

- 1 被告は、原告らに対し、本和解成立後、別紙2のとおり、記者発表を行うこと並びに被告のホームページ及び町報に掲載することを約束する。また、被告は、原告らに対し、本和解成立後、前記別紙2と同様の方法にて、本和解条項（ただし、第2項及び第5項の損害賠償金の金額、第3項及び第6項の割増賃金未払分の金額並びに別紙1の2の損害額を除く部分。）を公開することを約束する。
- 2 被告は、原告□に対し本件損害賠償金として□円の支払い義務があることを認める。
- 3 被告は、原告□に対し、亡幸宗氏の時間外労働などによる割増賃金未払分として□円の支払い義務があることを認める。
- 4 被告は、原告□に対し、第2項及び前項の各金員を、令和5年8月31日限り、原告□指定の口座（□銀行□支店の原告名義の普通預金口座（口座番号□））に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- 5 被告は、原告□に対し本件損害賠償金として□円の支払い義務があることを認める。
- 6 被告は、原告□に対し、亡幸宗氏の時間外労働などによる割増賃金未払分として□円の支払い義務があることを認める。
- 7 被告は、原告□に対し、第5項及び前項の各金員を、令和5年8月31日限り、原告□指定の口座（□銀行□支店の原告名義の普通預金口座（口座番号□））に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- 8 原告らは、その余の請求をいずれも放棄する。
- 9 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、亡幸宗氏と被告との間の勤務関係に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 10 訴訟費用は各自の負担とする。

1 責任原因

- (1) 亡幸宗氏の自死前3カ月間における1月当たりの時間外勤務時間は、自死1か月前が155時間58分、自死2か月前が57時間40分、自死3か月前が105時間46分であり、平均すると1月当たり約106時間となることから、公務災害認定基準の「発症直前の連続した3か月間に1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合」に該当する。したがって、亡幸宗氏の業務は量的に過重なものであったと認められる。

そして、上記のとおり、亡幸宗氏の業務が過重なものであった一方、亡幸宗氏が業務以外の負荷や亡幸宗氏自身の要因によって精神疾患を発症したことをうかがわせる事情はないことから、亡幸宗氏は、業務上の負荷により自死するに至ったと認められる。

- (2) 亡幸宗氏の時間外労働については、被告保管の入退庁簿、宿日直日誌等の客観的記録から明らかであり、被告がその労働時間数を認識し得なかったとはいえない。
- (3) 以上より、被告は国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を免れない。

2 損害額

- (1) 原告□分 □円
- (2) 原告□分 □円